

アスベストを含む材料の使用禁止に対する確認方法に関する事項

制定規則等

フローティングドック規則検査要領（新規制定）
鋼船規則 B 編
海洋汚染防止のための構造及び設備規則
安全設備規則
無線設備規則
バラスト水管理設備規則
冷蔵設備規則
揚貨設備規則
潜水装置規則
高速船規則
強化プラスチック船規則
フローティングドック規則
鋼船規則検査要領 B 編
海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領
安全設備規則検査要領
無線設備規則検査要領
バラスト水管理設備規則検査要領
冷蔵設備規則検査要領
揚貨設備規則検査要領
潜水装置規則検査要領
高速船規則検査要領
強化プラスチック船規則検査要領
（日本籍船舶用及び外国籍船舶用）
旅客船規則
旅客船規則検査要領
（外国籍船舶用）

制定及び改正理由

SOLAS 条約第 II-1 章第 3-5 規則においては、2011 年 1 月 1 日以降は例外無くアスベストを含む材料の新規使用が禁止されている。

そこで、IACS は、アスベストを含む材料が使用されていないことを、アスベストを含む材料を使用していない旨の宣言書をもって確認する、IACS 統一解釈 SC249 を 2011 年 10 月に採択した。

しかし、各国のアスベストの取扱いが不明確であったため、本会では各国の対応を見ながら、テクニカルインフォメーションの発行と検査指示によって対応してきた。その後、各国のアスベストの取扱いが明確になったことから、鋼船規則の総合見直しの一環として、IACS 統一解釈 SC249 に基づき、関連規定を改める。

制定及び改正内容

- (1) 製造中登録検査において、アスベストを含む材料を使用していない旨の宣言書及び必要な補足資料を参考用提出書類として提出するよう規定する。
- (2) 製造中登録検査において、アスベストが使用されていないことを、アスベストを含む材料を使用していない旨の宣言書及び必要な補足資料により確認する旨規定する。
- (3) 就航後、艀装品、機器及び部品等を交換又は新たに設置する場合には、定期検査において、アスベストを含む材料を使用していない旨の宣言書及び必要な補足資料により確認する旨規定する。

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

B 編 船級検査

2 章 登録検査

2.1 製造中登録検査

2.1.1 一般

-2.を次のように改める。

-2. アスベストを含む材料を使用して~~はならない~~いないことを確認する。

2.1.3 参考用提出図面その他の書類

-1.(18)として次の 1 号を加える。(日本籍船舶用)

-1. 製造中の登録検査を受けようとする船舶については 2.1.2 の規定による承認用図面その他の書類のほか、次に掲げる図面その他の書類を提出しなければならない。

((1)から(17)は省略)

(18) アスベストを含む材料を使用していない旨の宣言書及び必要な補足資料

-1.(17)として次の 1 号を加える。(外国籍船舶用)

-1. 製造中の登録検査を受けようとする船舶については 2.1.2 の規定による承認用図面その他の書類のほか、次に掲げる図面その他の書類を提出しなければならない。

((1)から(16)は省略)

(17) アスベストを含む材料を使用していない旨の宣言書及び必要な補足資料

「海洋汚染防止のための構造及び設備規則」の一部を次のように改正する。

2 編 検査

2 章 登録検査

2.1 製造中登録検査

2.1.1 を次のように改める。

2.1.1 一般*

- 1. 製造中登録検査では、海洋汚染防止設備等及びその工事について検査を行い、それらが該当各編の規定に適合していることが確認されなければならない。
- 2. アスベストを含む材料を使用していないことを確認する。

2.1.2 提出図面及びその他の書類*

-2.(5)として次の1号を加える。

- 2. 前-1.に規定する承認図面の他、次に掲げる図面及びその他の書類を参考用として提出しなければならない。
 - ((1)から(4)は省略)
 - (5) アスベストを含む材料を使用していない旨の宣言書及び必要な補足資料

「安全設備規則」の一部を次のように改正する。(日本籍船舶用)

2 編 検 査

1 章 通 則

1.2 検査の準備その他

1.2.5 として次の1条を加える。

1.2.5 艀装品，機器，部品等の交換*

船舶に搭載された艀装品，機器，部品等を交換する場合には，いかなる場合もアスベストを含む材料を使用したものであってはならない。

2 章 登録検査

2.1 製造中登録検査

2.1.1 を次のように改める。

2.1.1 一般

-1. 製造中登録検査では，安全設備に関する必要な事項について検査又は試験もしくは調査を行い，それらが該当各編の規定に適合することを確認する。

-2. アスベストを含む材料を使用していないことを確認する。

2.1.2 を次のように改める。

2.1.2 提出図面及びその他の書類*

(-1.は省略)

-2. 前-1.に規定する承認図面の他，次に掲げる図面及びその他の書類を参考用として提出しなければならない。

アスベストを含む材料を使用していない旨の宣言書及び必要な補足資料

~~-23.~~ 前-1.の規定にかかわらず，同一の事業所において，既に承認された図面及び書類を用いて安全設備を製造する又は設置する場合には，本会が別に定めるところにより前-1.に規定する図面及びその他の書類の提出を省略できる。

「安全設備規則」の一部を次のように改正する。(外国籍船舶用)

2 章 検 査

2.1 一般

2.1.5 検査の準備その他

-5.として次の1項を加える。

-5. 船舶に搭載された艀装品，機器，部品等を交換する場合には，いかなる場合もアスベストを含む材料を使用したものであってはならない。

2.2 製造中登録検査

2.2.1 製造中登録検査

-3.として次の1項を加える。

-3. アスベストを含む材料を使用していないことを確認する。

2.2.2 を次のように改める。

2.2.2 ~~承認のための~~提出図面及びその他の書類

-1. 製造中登録検査を受けようとする船舶については，次に掲げる図面及び書類を提出し，本会の承認を得なければならない。

((1)から(3)は省略)

-2. 前-1.に規定する承認図面の他，次に掲げる図面及びその他の書類を参考用として提出しなければならない。

アスベストを含む材料を使用していない旨の宣言書及び必要な補足資料

「無線設備規則」の一部を次のように改正する。(日本籍船舶用)

2 章 検 査

2.2 検査の準備その他

2.2.8 として次の 1 条を加える。

2.2.8 艀装品，機器，部品等の交換*

船舶に搭載された艀装品，機器，部品等を交換する場合には，いかなる場合もアスベストを含む材料を使用したものであってはならない。

2.4 登録検査

2.4.1 を次のように改める。

2.4.1 一般

- 1. 登録検査では，無線設備に関する必要な事項について検査又は試験若しくは調査を行い，それらが本規則の規定に適合することを確認する。
- 2. アスベストを含む材料を使用していないことを確認する。

2.4.2 提出図面及びその他の書類*

-2.を-3.に改め，-2.として次の 1 項を加える。

(-1.は省略)

- 2. 前-1.に規定する承認図面の他，次に掲げる図面及びその他の書類を参考用として提出しなければならない。

アスベストを含む材料を使用していない旨の宣言書及び必要な補足資料

- ~~-3.~~ 前-1.に係わらず，同一の事業所において，既に承認された図面及び書類を用いて無線設備を設置する場合には，本会が別に定めるところにより，承認図面及び書類の提出を省略することができる。

「無線設備規則」の一部を次のように改正する。(外国籍船舶用)

2 章 検 査

2.1 一般

2.1.5 検査の準備その他*

-5.として次の1項を加える。

-5. 船舶に搭載された艀装品，機器，部品等を交換する場合には，いかなる場合もアスベストを含む材料を使用したものであってはならない。

2.2.1 を次のように改める。

2.2.1 承認のための提出図面及びその他の書類*

-3. 前-1.に規定する承認図面の他，次に掲げる図面及びその他の書類を参考用として提出しなければならない。

アスベストを含む材料を使用していない旨の宣言書及び必要な補足資料

2.2.2 を次のように改める。

2.2.2 検査*

-1. 無線設備については，船内据付け後，本規則の要件に従い登録検査が実施されなければならない。

-2. アスベストを含む材料を使用していないことを確認する。

「バラスト水管理設備規則」の一部を次のように改正する。

2 編 検 査

2 章 登録検査

2.1 製造中登録検査

2.1.1 を次のように改める。

2.1.1 一般*

- 1. 製造中登録検査では、バラスト水管理設備等及びその工事について検査を行い、それらが該当各編の規定に適合していることが確認されなければならない。
- 2. アスベストを含む材料を使用していないことを確認する。

2.1.2 提出図面及びその他の書類*

-2.(4)として、次の1号を加える。

(-1.は省略)

- 2. 前-1.に規定する承認図面の他、次に掲げる書類を参考用として提出しなければならない。(2)については、船上試験に先立ち提出しなければならない。

((1)から(3)は省略)

- (4) アスベストを含む材料を使用していない旨の宣言書及び必要な補足資料

「冷蔵設備規則」の一部を次のように改正する。

2 章 検 査

2.2 登録検査

2.2.1 製造中登録検査

-5.として次の1項を加える。

-5. 前-3.に規定する図面及び資料の他，次に掲げる図面及びその他の書類を参考用として提出しなければならない。
アスベストを含む材料を使用していない旨の宣言書及び必要な補足資料

「揚貨設備規則」の一部を次のように改正する。

2 章 試験及び検査

2.3 登録検査

2.3.1 提出図面その他の書類*

-3.を次のように改める。

-3. 新規に製造される揚貨設備に対する次の(1)から(~~6~~7)に掲げる図面及び書類は、参考用とする。

((1)から(5)は省略)

(6) アスベストを含む材料を使用していない旨の宣言書及び必要な補足資料

(~~6~~7) その他本会が必要と認める図面及び書類

「潜水装置規則」の一部を次のように改正する。

2 章 潜水装置の検査

2.2 登録検査

2.2.1 一般*

-5.として次の1項を加える。

-5. アスベストを含む材料を使用していないことを確認する。

2.2.2 提出図面及び資料

-2.(9)を-2.(10)と改め、-2.(9)として次の1号を加える。

-2. 登録検査を受けようとする潜水装置については、前-1.に定める図面その他の書類のほか、次に掲げる図面その他の書類を参考用として提出しなければならない。

((1)から(8)は省略)

(9) アスベストを含む材料を使用していない旨の宣言書及び必要な補足資料

(9)10) その他本会が必要と認める図面及び資料

「高速船規則」の一部を次のように改正する。

2 編 船級検査

1 章 通則

1.1 検査

1.1.1 登録検査

-2.を次のように改める。

-2. アスベストを含む材料を使用してはならないことを確認する。

2 章 登録検査

2.1 製造中登録検査

2.1.3 参考用提出図面その他の書類

-1.(9)を-1.(10)に改め、-1.(9)として次の1号を加える。

-1. 製造中の登録検査を受けようとする船舶については、前 2.1.2 の規定による承認用図面その他の書類のほか、次に掲げる図面その他の書類を提出しなければならない。

((1)から(8)は省略)

(9) アスベストを含む材料を使用していない旨の宣言書及び必要な補足資料

(9)10) その他本会が必要と認める図面及び書類

「旅客船規則」の一部を次のように改正する。(外国籍船舶用)

2 編 船級検査

1 章 通則

1.1 検査

1.1.1 登録検査*

-3.を次のように改める。

-3. アスベストを含む材料を使用してはならないことを確認する。

2 章 登録検査

2.1 製造中登録検査

2.1.3 参考用提出図面その他の書類*

(7)を(8)に改め、(7)として次の1号を加える。

((1)から(6)は省略)

(7) アスベストを含む材料を使用していない旨の宣言書及び必要な補足資料

(~~7~~8) その他本会が必要と認める図面及びその他の書類

「強化プラスチック船規則」の一部を次のように改正する。

1章 総則

1.4 として次の 1 節を加える。

1.4 検査の準備その他

1.4.1 試験，衰耗に対する処置等

船舶に搭載された艀装品，機器，部品等を交換する場合には，当該艀装品等が建造時において適用された要件に適合したものと交換しなければならない。本会が新たに規定する場合又は特に必要と認める場合については，交換時に有効な要件に適合したものと交換することを指示することがある。いかなる場合もアスベストを含む材料を使用したものであってはならない。

2章 検査

2.2 製造中登録検査

2.2.1 一般

-2.を次のように改める。

-2. アスベストを含む材料を使用して~~はならない~~いないことを確認する。

2.2.3 参考用提出図面及び書類*

-1.(6)として次の 1 号を加える。

-1. 製造中の登録検査を受けようとする場合は，2.2.2 の規定による承認用図面及び書類のほか，次に掲げる参考用図面又は書類を提出しなければならない。

((1)から(5)は省略)

(6) アスベストを含む材料を使用していない旨の宣言書及び必要な補足資料

「フローティングドック規則」の一部を次のように改正する。

2 章 船級検査

2.1 製造中登録検査

2.1.1 一般

-2.を次のように改める。

-2. アスベストを含む材料を使用して~~はならない~~いないことを確認する。

2.1.2 提出図書

(2)(h)として次の 1 号を加える。

製造中登録検査では、ドックの構造寸法、配置及び構造詳細の主要部及び関連のデータが示されている図面及び書類を審査及び承認用として提出しなければならない。承認用図面は、原則として 3 通提出しなければならない。一般的にこの図面及び書類には次の**(1)**及び**(2)**に該当するものを含まなければならない。

((1)は省略)

(2) 参考用図面及び書類

((a)から(g)は省略)

(h) アスベストを含む材料を使用していない旨の宣言書及び必要な補足資料

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

B 編 船級検査

B1 通則

B1.4 検査の準備その他

B1.4.5 として次の 1 条を加える。

B1.4.5 試験，衰耗に対する処置等

規則 B 編 1.4.5-4.の適用上，定期的検査において，交換又は新たに搭載された艀装品，機器，部品等に対して，アスベストを含む材料を使用していない旨の宣言書及び必要な補足資料を確認する。

B2 登録検査

B2.1 製造中登録検査

B2.1.1 として次の 1 条を加える。（日本籍船舶用）

B2.1.1 一般

規則 B 編 2.1.1-2.の適用上，規則 B 編 2.1.3-1.(18)に規定されるアスベストを含む材料を使用していない旨の宣言書及び必要な補足資料を確認する。

B2.1.1 として次の 1 条を加える。（外国籍船舶用）

B2.1.1 一般

規則 B 編 2.1.1-2.の適用上，規則 B 編 2.1.3-1.(17)に規定されるアスベストを含む材料を使用していない旨の宣言書及び必要な補足資料を確認する。

「海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領」の一部を次のように改正する。

2 編 検査

1 章 通則

1.2 として次の 1 節を加える。

1.2 検査の準備その他

1.2.5 艀装品，機器，部品等の交換

規則 2 編 1.2.5 の適用上，定期的検査においては，交換又は新たに搭載された艀装品，機器，部品等に対して，アスベストを含む材料を使用していない旨の宣言書及び必要な補足資料を確認する。

2 章 登録検査

2.1 製造中登録検査

2.1.1 として次の 1 条を加える。

2.1.1 一般

規則 2 編 2.1.1-2.の適用上，規則 2 編 2.1.2-2.(5)に規定されるアスベストを含む材料を使用していない旨の宣言書及び必要な補足資料を確認する。

「安全設備規則検査要領」の一部を次のように改正する。（日本籍船舶用）

2 編 検査

1 章 通則

1.2 として次の 1 節を加える。

1.2 検査の準備その他

1.2.5 艀装品，機器，部品等の交換

規則 2 編 1.2.5 の適用上，定期的検査において，交換又は新たに搭載された艀装品，機器，部品等に対して，アスベストを含む材料を使用していない旨の宣言書及び必要な補足資料を確認する。

2 章 登録検査

2.1 製造中登録検査

2.1.1 として次の 1 条を加える。

2.1.1 一般

規則 2 編 2.1.1-2.の適用上，規則 2 編 2.1.2-2.に規定されるアスベストを含む材料を使用していない旨の宣言書及び必要な補足資料を確認する。

2.1.2 提出図面及びその他の書類

-2.を次のように改める。

- 2. 規則 2 編 ~~2.1.2-23.~~に規定する「本会が別に定めるところ」とは，次をいう。
((1)及び(2)は省略)

「安全設備規則検査要領」の一部を次のように改正する。(外国籍船舶用)

2 章 検 査

2.1 一般

2.1.5 として次の 1 条を加える。

2.1.5 検査の準備その他

規則 2.1.5-5.の適用上, 定期的検査においては, 交換又は新たに搭載された艀装品, 機器, 部品等に対して, アスベストを含む材料を使用していない旨の宣言書及び必要な補足資料を確認する。

2.2 製造中登録検査

2.2.1 として次の 1 条を加える。

2.2.1 製造中登録検査

規則 2.2.1-3.の適用上, 規則 2.2.2-2.に規定されるアスベストを含む材料を使用していない旨の宣言書及び必要な補足資料を確認する。

「無線設備規則検査要領」の一部を次のように改正する。（日本籍船舶用）

2 章 検 査

2.2 検査の準備その他

2.2.8 として次の 1 条を加える。

2.2.8 艀装品，機器，部品等の交換

規則 2.2.8 の適用上，定期的検査において，交換又は新たに搭載された艀装品，機器，部品等に対して，アスベストを含む材料を使用していない旨の宣言書及び必要な補足資料を確認する。

2.4 登録検査

2.4.1 として次の 1 条を加える。

2.4.1 一般

規則 2.4.2-2. の適用上，規則 2.4.2-2. に規定されるアスベストを含む材料を使用していない旨の宣言書及び必要な補足資料を確認する。

「無線設備規則検査要領」の一部を次のように改正する。(外国籍船舶用)

2 章 検 査

2.1 一般

2.1.5 検査の準備その他

-3.として次の1項を加える。

-3. 規則 2.1.5-5.の適用上、定期的検査においては、交換又は新たに搭載された艀装品、機器、部品等に対して、アスベストを含む材料を使用していない旨の宣言書及び必要な補足資料を確認する。

2.2 登録検査

2.2.2 を次のように改める。

2.2.2 検査

-1. 規則 2.2.2-1.に規定する登録検査の要件は以下のとおりである。

((1)から(15)は省略)

-2. 規則 2.2.2-2.の適用上、規則 2.2.1-3.に規定されるアスベストを含む材料を使用していない旨の宣言書及び必要な補足資料を確認する。

「バラスト水管理設備規則検査要領」の一部を次のように改正する。

2 編 検査

1 章 通則

1.2 として次の 1 節を加える。

1.2 検査の準備その他

1.2.5 艀装品，機器，部品等の交換

規則 2 編 1.2.5 の適用上，定期的検査において，交換又は新たに搭載された艀装品，機器，部品等に対して，アスベストを含む材料を使用していない旨の宣言書及び必要な補足資料を確認する。

2 章 登録検査

2.1 製造中登録検査

2.1.1 として次の 1 条を加える。

2.1.1 一般

規則 2 編 2.1.1-2. の適用上，規則 2 編 2.1.2-2.(4)に規定されるアスベストを含む材料を使用していない旨の宣言書及び必要な補足資料を確認する。

「冷蔵設備規則検査要領」の一部を次のように改正する。

2 章 検 査

2.1 一般

2.1.4 として次の 1 条を加える

2.1.4 検査の準備等

規則 2.1.4-5.の適用上，定期的検査においては，交換又は新たに搭載された機器及び部品等に対して，アスベストを含む材料を使用していない旨の宣言書及び必要な補足資料を確認する。

2.2 登録検査

2.2.1 として次の 1 条を加える。

2.2.1 製造中登録検査

規則 2.2.1-5.に規定されるアスベストを含む材料を使用していない旨の宣言書及び必要な補足資料を確認する。

「揚貨設備規則検査要領」の一部を次のように改正する。

2 章 試験及び検査

2.1 一般

2.1.2 を次のように改める。

2.1.2 検査の準備等

-1. 規則 2.1.2-3.にいう「検査員が危険であると判断した場合」とは、高所で検査を行う場合において墜落防止等の安全措置が講じられていない場合等をいう。

-2. 規則 2.1.2-5.の適用上、定期的検査においては、交換又は新たに搭載された艀装品、機器、部品等に対して、アスベストを含む材料を使用していない旨の宣言書及び必要な補足資料を確認する。

「潜水装置規則検査要領」の一部を次のように改正する。

2 章 潜水装置の検査

2.1 一般

2.1.4 として次の1条を加える。

2.1.4 検査の準備等

規則 2.1.4-5.の適用上, 定期的検査においては, 交換又は新たに搭載された艀装品, 機器, 部品等に対して, アスベストを含む材料を使用していない旨の宣言書及び必要な補足資料を確認する。

2.2 登録検査

2.2.1 を次のように改める。

2.2.1 一般

-1. 規則 2.2.1-1.にいう「本会が適当と認める試験及び検査の方法」とは, 通常の試験及び検査（以下, 本条において「検査」という。）において得られる検査に必要な情報と同様の情報が得られると本会が認める検査方法をいう。

-2. 規則 2.2.1-5.の適用上, 規則 2.2.2-2.(9)に規定されるアスベストを含む材料を使用していない旨の宣言書及び必要な補足資料を確認する。

「高速船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

2 編 船級検査

1 章 通則

1.1 検査

1.1.1 として次の 1 条を加える。

1.1.1 登録検査

規則 2 編 1.1.1-2.の適用上，規則 2 編 2.1.3-1.(9)に規定されるアスベストを含む材料を使用していない旨の宣言書及び必要な補足資料を確認する。

1.2 検査の準備その他

1.2.5 として次の 1 条を加える。

1.2.5 試験，衰耗に対する処置等

規則 2 編 1.2.5-4.の適用上，定期的検査において，交換又は新たに搭載された艀装品，機器，部品等に対して，アスベストを含む材料を使用していない旨の宣言書及び必要な補足資料を確認する。

「旅客船規則検査要領」の一部を次のように改正する。(外国籍船舶用)

2 編 船級検査

1 章 通則

1.1 検査

1.1.1 を次のように改める。

1.1.1 登録検査

- 1. 規則 2 編 1.1.1 の適用上、鋼船規則 B 編の規定を適用する場合にあっては、総トン数 500 トン未満の船舶であっても、総トン数 500 トン以上の船舶とみなす。
- 2. 規則 2 編 1.1.1-3.の適用上、規則 2 編 2.1.3(7)に規定されるアスベストを含む材料を使用していない旨の宣言書及び必要な補足資料を確認する。

「強化プラスチック船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

1 章 総則

1.4 として次の 1 節を加える。

1.4 検査の準備その他

1.4.1 試験、衰耗に対する処置等

規則 1.4.1 の適用上、定期的検査において、交換又は新たに搭載された艀装品、機器、部品等に対して、アスベストを含む材料を使用していない旨の宣言書及び必要な補足資料を確認する。

2 章 検査

2.2 製造中登録検査

2.2.1 として次の 1 条を加える。

2.2.1 一般

規則 2.2.1-2. の適用上、規則 2.2.3-1.(6) に規定されるアスベストを含む材料を使用していない旨の宣言書及び必要な補足資料を確認する。

「フローティングドック規則検査要領」を次のように制定する。

2 章 船級検査

2.1 製造中登録検査

2.1.1 一般

規則 2.1.1-2.の適用上, 規則 2.1.2(2)(h)に規定されるアスベストを含む材料を使用していない旨の宣言書及び必要な補足資料を確認する。

2.4 検査の準備等

2.4.1 検査の準備等

規則 2.4.1-6.の適用上, 定期的検査においては, 交換又は新たに搭載された艀装品, 機器, 部品等に対して, アスベストを含む材料を使用していない旨の宣言書及び必要な補足資料を確認する。